

事務連絡  
令和3年3月5日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
健康保険組合連合会  
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療保険者等向け中間サーバー等における資格重複チェック等  
の新機能の導入について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご努力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「医療保険者等向け中間サーバー等における個人番号の誤入力チェックの導入等について」（令和2年11月17日付け厚生労働省事務連絡、以下、「事務連絡」という。）にてお知らせいたしました、資格重複チェック等の新機能が医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）に導入されることに伴い、各機能の概要並びに運用方法等について下記のとおりご連絡いたします。

また、各機能を活用する際の実施手順並びに操作手順等については、令和3年3月4日にデジタルPMOにおいて公開した「医療保険者等向け中間サーバー等の接続運用に係る運用管理規程（医療保険者等向け）」及び「医療保険者等向け中間サーバー等との接続運用に係る運用実施要領（医療保険者等向け）」並びに令和3年2月12日にデジタルPMOにおいて公開した「中間サーバーシステム操作マニュアル」（下記3.の操作手順については、後日公開予定）をご参照ください。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合（以下「国保組

合」という。)への周知を、関係各省共済組合等所管課(室)におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 資格重複チェック機能

#### (1) 機能の概要

「資格重複チェック」は、医療保険者等向け中間サーバー等に登録されている加入者情報について、資格が重複している場合、『資格重複』として検出し、医療保険者等に通知する機能です。

本機能は、毎月2回実施され、令和3年3月29日に初回の通知を予定しています。

#### (2) 本機能の目的

資格重複を検出することで、医療保険者等が、より適正な加入者の資格情報管理と保険給付を実施することが可能となります。

#### (3) 運用方法

『資格重複』を確認後、重複状態の解消に向けて、届出の登録漏れや中間サーバーへの連携漏れの確認をしてください。

届出の提出が遅延していると判断した場合は、各医療保険者等の運用状況等を考慮した上で、必要に応じ事業主等へ届出の勧奨を実施してください。

なお、詳細な運用方法に関しては、別紙①「資格重複チェックの対応手順について」をご確認ください。

### 2. 初回登録状況の医療保険者等への提供機能

#### (1) 機能の概要

加入者のマイナンバーカードの健康保険証利用の申込(初回登録)状況を定期的に中間サーバーから通知する機能です。

本機能は、当面の間、四半期に1回の通知を想定し、初回の通知は令和3年3月8日を予定しています。

#### (2) 本機能の目的

本機能により、各医療保険者等において、自保険者における加入者のマイナンバーカードの健康保険証利用の申込(初回登録)状況を把握することにより、マイナンバーカードの取得促進並びに保険証利用の周知及び勧奨(詳細は2.(3)にてご確認ください)にご活用いただけます。

#### (3) 運用方法

医療保険者等においては、以下の広報用素材を活用し、事業主並びに加入者を対象にマイナンバーカードの健康保険証利用(初回登録)の普及に向けた周知をお願いします。

なお、詳細な運用方法に関しては、別紙②「健康保険証利用の申込（初回登録）状況の保険者提供機能の概要」をご確認ください。

また、マイナンバーカードの未取得者及び保険証利用申込（初回登録）が未実施である加入者に対し取得促進等を実施する際は、勧奨対象者を取り違えることのないよう十分に配慮すると共に、事業主を介して勧奨を実施する際は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）並びに各医療保険者等の個人情報運用規程等に順じて、初回登録状況ファイル並びに当該ファイルにより作成した状況一覧等を適切に管理頂きますようお願い申し上げます。

#### 【広報用素材】

##### ○マイナンバーカード健康保険証利用 リーフレット（別添1）

※ 各医療保険者等において加筆・修正等加工する場合は、内閣府・総務省・厚生労働省のクレジットを削除してご利用ください。ただし、実施時期に係る記載の加工については、下記に限り、内閣府・総務省・厚生労働省のクレジットを削除せずご利用いただけます。

- ・ 「3月（予定）」の「（予定）」を削除（3箇所）
- ・ 「2021年3月から順次始まる予定です」を「順次始まります」に変更

※ 3月中に当該リーフレットは、更新予定です。

##### ○健康保険証利用の申込 リーフレット（別添2）

##### ○「マイナ受付」 ポスター・ステッカー（別添3-1、3-2）

※ マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局には、当該ポスターとステッカーを施設内に掲示して頂く予定です。

なお、これらの広報用素材は、医療保険者向けデジタルPMOに掲載しています。

#### 【※周知の参考事例】

- ・ 事業主が出席する組合会等の会議体での健康保険証利用の申込（初回登録）状況の共有
- ・ 医療保険者等のホームページ並びに機関紙（自治体広報誌含む）での記事掲載
- ・ 医療費並びにジェネリック差額通知、特定健診受診券の送付時における周知資料の同封
- ・ 健診（特に自前の健診機関を保有している医療保険者）や医療保険者主催の各種イベント会場でのリーフレット配布
- ・ （定期的な保険証切り替えを実施している場合は）更新後保険証送付時における周知資料の同封

### 3. 国民健康保険組合の組合員の世帯員チェック機能

#### (1) 機能の概要

国民健康保険組合において、組合員が資格取得する際に、生計を同一とする世帯員の市町村国保加入の有無をチェックすることができる機能です。

なお、本機能は、令和3年3月22日からの利用開始を予定しています。

#### (2) 本機能の目的

国民健康保険法第19条の規定により、組合員と生計を同一とする世帯員も国保組合に加入する必要がありますが(世帯員が被用者保険、他の国保組合の被保険者の場合を除く)、資格取得届の提出の際に一部の世帯員の届出を失念している事例が散見されることから、本機能を活用することにより、世帯員が市町村国保に加入していることを検出することで、世帯員を国保組合に加入するよう促すことが可能です。

#### (3) 運用方法

国保組合組合員の加入者登録を実施する際、世帯員を「加入者の世帯員」として暫定的に登録を行います。世帯員が市町村国保へ加入している場合、本機能により加入先の市町村情報が出力されるため、市町村国保に加入しているか確認することができます。チェック結果から世帯員が市町村国保に加入している場合、国保組合の組合員へ該当の世帯員を組合国保に加入するよう促す対応につなげていただけます。

### 4. 個人番号誤入力チェック機能の運用について

事務連絡にてお知らせいたしました社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会(以下、「医療保険情報提供等実施機関」という。)による当該機能の実施は、令和2年11月2日に中間サーバーから医療保険者等に通知済ですが、オンライン資格確認の導入前であることを踏まえ、令和3年3月22日に医療保険情報提供等実施機関による通知を予定しております。

また、事務連絡にて実施時期を改めて連絡予定としていた医療保険者等における個人番号誤入力チェック(加入者情報登録時のチェック)についても、同日付で開始することを予定していますので、医療保険者等においては、事務連絡にて運用方法等を確認の上、上記の医療保険情報提供等実施機関による通知と併せ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、医療保険情報提供等実施機関による通知と医療保険者等による加入者情報登録時のチェックについては、別紙③「個人番号誤入力チェックの契機について」をご参照ください。